

**共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業) についての公示**

令和 6 年 5 月 27 日
国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業）について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業

(2) 事業目的

本事業は、以下を目的に実施する。

- ① 民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡るトラブルに関して円滑な相談対応や情報提供を行うための相談業務に携わる者等に支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、トラブルの未然防止及び紛争処理の相談・連携の円滑化を図る。
- ② 外国人等の受入れを行う賃貸人や賃貸住宅の管理・仲介業者、賃貸住宅に入居する外国人等に支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、外国人等の民間賃貸住宅への円滑な入居を図る。

(3) 事業内容

民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡るトラブルの未然防止や紛争処理の相談・連携の円滑化及び外国人等の民間賃貸住宅への入居円滑化に資する下記の事業を対象とする。

- ① 賃貸借契約等に関する研修会（参加費無料）の実施等に関する事業
- ② 外国人等の円滑な入居受入れに係る講習会（参加費無料）の実施等に関する事業

(4) 事業期間（上記、1（3）①及び②共通）

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和 6 年 6 月下旬～令和 7 年 3 月 14 日（金）

2. 補助事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

- ・民間賃貸住宅に係るトラブル相談や紛争処理及び外国人等の民間賃貸住宅への入居に係る支援に関する活動実績や研修会等の開催実績又はその知見や知識を十分に有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

(4) 本事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・本事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当） 付
電話 03-5253-8111（内線 39-944）
電子メール hqt-san.chintai@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和 6 年 5 月 27 日（月）から
令和 6 年 6 月 24 日（月）18 時 00 分まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、手渡し、電子メールのいずれかの方法により交付する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和 6 年 6 月 24 日（金）18 時 00 分まで（必着）
- ②場所 上記 3 の担当部局
- ③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合には 4 部（正本 1 部、副本 3 部）、電子メールの場合には 1 部（必ず着信を確認すること）。
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するために以下に従うこと。
 - ①申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名又は文中に本補助事業への応募申請である旨を明記すること
 - ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後 5 年間保存すること
 - ・使用可能ソフトは以下のとおりとする。
「Microsoft Word2016」 「Microsoft Excel2016」 「Adobe Acrobat Reader DC」
 - ・ファイル総量は極力 20 メガバイト以内とすること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、1（3）に掲げる事業ごとに、事業の目的に最も合致した提案書を提出した一者を採択する。

なお、1（3）に掲げる事業ともに同一の事業者となる採択は行わない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3（1）の担当部局に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 採用されなかった提案書は、電子メールで提出されたものを除き、原則、返却する。
なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書提出の際に申し出ること。
- (8) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。

- (9) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。
- (10) 詳細は別途交付する説明書による。